

令和5年度 第2回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録

日 時：令和6年3月12日(火)
午前10時00分から正午まで
場 所：大阪市役所 地下1階 第11 共通会議室

司会(障がい福祉課 谷口担当係長)：<開会>

松村障がい者施策部長：<開会の挨拶>

司会：<委員紹介等>

潮谷部会長：

おはようございます。

部会長の潮谷です。

会議の時間が限られておりますので、早速、次第のほうに入っていきたいと思っております。

本日の審議の進め方ですが、議題(1)は4点の報告事項があるということで、事務局からまとめて説明をいただきます。

その内容についてご意見ある場合はお願いいたします。

そのあと、議題(2)以降についての説明をしていき、審議を行うということになっております。

各議題において、事務局の説明の後に、各々審議を行うこととしております。

では事務局の方から議題(1)について一括して、ご説明をお願いいたします。

司会：<資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4について説明>

潮谷部会長：

ただいま議題(1)について報告事項4点ありましたが、これについてご意見等あれば、挙手のうえ言っていただけたらと思っております。

いかがでしょうか。

古田委員お願いいたします。

古田委員：

はい。

今回、たくさん資料を用意していただきありがとうございます。

まず、指定相談支援の状況、資料1-2ですけれども、今まで計画率がちょっとずつ上がってきいていたのですが、今回、初めて計画率が下がっております。

それとあと、此花区とか港区とか福島区は、相談支援事業所数がまだ一桁というような状況で、かなり厳しい状況ではないかと思っておりますので、さらに基盤強化をどうしていくのか、具体的に区ごとで原因を見ながら検証すべきだろうというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

それと資料1-4の虐待ですけれども、養護者虐待についてはですね、令和2年度が5%、令和3年度が6%、令和4年度が7%と、1%ずつ虐待の認定率は上がってはいるのですが、全国レベルおよび大阪府の中でも低い認定率になっているかと思っております。

もちろん、相談件数が多いというのは、それだけ通報があるということで、評価できるところもあるのですが、やっぱり認定率の低さが気になります。

それですね、5ページのところですけれど、行動障がいのある人に対する虐待の割合が、令和4年度に急に下がっているように見えます。

今まで被虐待者のうち50%ぐらいが、行動障がいのある方というようにお話があったのですが、今回はすごく下がっているということで、この理由がわかったら教えていただきたいのと、行動障がいがないというのが多いのですが、これは、母数は何をとっているのか。知的障がいを取っているのですか。

そのへんも教えていただきたいと思っております。

それから10ページのところで、事業所虐待ですけれども、認定されたのが30%、されなかったのは70%もありますが、これはもうちょっと事業所の虐待とか、毎回思うんですけども件数報告だけではなくて、どんな状況、背景があってどういう虐待が起こったとか、もう少しカテゴリーに分けて示していただいて、虐待防止のために、未然防止のために、どのような啓発、研修を行うべきかというのを、明らかにして、ここでもご検討いただきたいなど。

これだけ発生しましたというだけではなくて、そのへんの中身に踏み込んで、未然防止に努めるべきだろうと思っております。

最後のページが、昨日急遽追加していただいたのですが、養護者による虐待の内訳で、7%は虐待認定されて、90%が判断なしと。

これについて、去年はそのうち77%は、虐待の定義に当てはまらないので、もう虐待認定しなかったと。

国の虐待の定義って曖昧なところがありまして、同居してなかったら養護者ではないとか、本人が自炊できていたら虐待には当たらないとか、いろんな尾ひれはひれがついて、できる限り虐待認定したくないみたいな傾向が各区で出ておりまして、それで虐待しなかったらもう区は手を放してしまうと。

あとはもう基幹センターとかの機関で対応よろしくをお願いします、みたいに言われる事例が相次いだので、去年はそれぞれの区を回っていただいて、虐待の養護者の定義に当てはまらないからといって、手を放すのではなくて、必要な支援につなぐとか、問題解決に至る

まで、区はちゃんと伴走し続けて欲しいということをお願いして、そのへんは、改善されたのかなというふうに思っています。

支援内容の見直しや新たなサービス利用の支援を行うというのが 50%になっているということで、これは 1 歩前進かなと思っています。

ただ、去年たくさんあった、養護者の定義に当てはまらないというふうに言われて認定されなかったのはどれぐらいあったのか、というのも示していただきたいなと思います。

潮谷部会長：

はい、ありがとうございます。

まず、指定相談支援の実施状況についてはこういう意見ということが一番強化して欲しいというようなものだったかと思います。

虐待についていくつかご質問があったかと思います。

1 つは行動障がいについての有無というところの値が下がっていることの背景についてということと、もう 1 つは施設内の虐待認定というところの検討についてということでした。

虐待の定義に当たらないという場合についての件数というのが、もしわかればということでした。

金井地域福祉計画相談支援担当：

はい。

相談支援担当の金井でございます。

先ほどご質問いただきました件につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、判断率の上昇、通報件数が上がっているというところにつきまして、ご理解いただきましてありがとうございます。

委員の方からもいろいろご指導いただきまして、福祉局としましては様々な可能な限りの行動をさせていただきました。

まず初めからご説明いたします。

行動障がいのところですが、昨年度よりも 3 件減っている状態というところで、この部分について分析をしているかどうかというところですが、申し訳ございません、これにつきましては、国への報告のときに件数を上げており、ここに書いております、区分 3 で行動関連項目 10 点以上に該当した方が、この件数だけだったというところで、この部分なぜこうなったかというところまでは捉えきれれておりません。

続きまして、今回の虐待の部分について、件数報告だけではなく、内容に踏み込んだ分析をしていくべきだと、というようなお話であったかと思うのですが、虐待のケースにつきましては、委員からもありましたように、それぞれケースごとによりまして、様々な環境、ご本人さんの状態であったり、ご本人さんの意思などがございまして、なかなか内容にまで踏み

込んだ分析というところはこちらとしてもしかねておるところでございます。

件数につきましては、大変申し訳ないのですが報告事項ということで、国への報告件数を計上させていただいているというところをご理解いただきたいと思います。

併せまして、10ページの養護者のところですが、基本的には、虐待と判断しない、もしくはしなかった、無しとした件数の中で、養護者に該当しないというような件数を昨年にご提示させていただくことができたのですが、昨年は国の方から追加での調査がございまして、そちらの方でこちらも調査が可能だったのですが、今年度はその部分につきましては、追加の調査依頼が来ておりませんので、実態としまして件数は把握しておりません。

ただ、大阪市としましては、虐待と判断しなかった件数について、基本的には全件養護者に該当しなかったというような判断を、現状としてはしております。

ただ、先ほどありましたように、養護者の定義につきましては、国の方でも基準がございませんし、大阪市としましても基準のない中で、どういう状況であれば養護者なのか、どういう状況でなければ養護者ではないのか、といったところにつきましてなかなか基準を定めることが困難な状況でございますが、先ほど委員からもありましたように、虐待と判断しなければ、区役所につきましては手を放してしまう、いわゆる伴走しないというようなご指摘もございました。

当然、そういったことはゆゆしき事態になるかというふうにも考えておりました、今年度から、局の方から、初任者が虐待担当として配属された区を重点的に回らせていただきまして、受理簿から判断結果までを確認させていただいて、指摘すべきところは指摘させていただく、区の方でご意見があるところについてはこちらの方で聴取して、基本的には、全区統一した取り扱いとなるよう、今後も留意して参りますし、来年度以降も同様に引き続き対応をして参りたいと思っております。

いずれにせよ、局としましても、虐待の件数が増えたことが良いのか、悪いのかということでの議論ではなくて、実際、区の窓口の方で基幹相談センターさんと連携をしながら、きっちり虐待の対応ができていのかどうかということにつきまして、毎年区の方に足を運びながら、目を光らせて虐待判断をしないといけないケースが漏れないように取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きのご支援をお願いしたいと思います。

潮谷部会長：

やはり大阪府下もそうですけれど、市においても虐待っていうのは全国的に見ても、大変大きな問題になっていきますので、やはり分析っていうところはすごく重要だと思います。

しっかり報告書みたいな形でですね、個別の情報、個人情報に関わる部分っていうのはあるかもしれませんが、やはり大阪の傾向というのを分析させていただいて、先ほどの養護者の虐待の範囲というのを提示していただく必要あるかなというふうに思っています。

僕も各区の情報を聞くと、かなり差があるなど。

初動の段階で基幹と連携して、全件に入っているところと、そうじゃないところとか、判

断にもすごく時間かかっているところとか。

専門家の意見を取り入れることを、試したことないっていうこともあったりします。

そういったところで、標準的な対応をぜひ作っていただく、そのための資料づくりっていうのをしていかないといけないだろうなというふうに思いますので、また取り組みの方をしていってもらえたらと。

また、市の方でそういったバックアップもあるということを知っていて、少し状況が変わってきているのかなというふうに思いました。

ありがとうございます。

船戸委員、お願いいたします。

船戸委員：

大阪発達総合療育センターの船戸です、ありがとうございました。

二つ質問がありまして、非常に基本的なことなのですが、資料1-2の基幹相談支援のところで、地域移行のことが書かれていまして、この場合、地域移行ができるのは精神、知的が多いのですかということと、それから、どこに移行するのが、定着支援をしているのはグループホームが多いかどうかということ。

私のところは重身ですけれども、重身の方々がどれくらい地域移行しているかという、そういうデータもあれば、非常に参考になると思います。

今、報酬改定で地域移行に点数がつくという形で改正していますので、その辺り教えていただけないですか。

それがまず一つと、もう一つは、資料1-4の虐待のところなのですが、警察に通報するのはものすごく敷居が高くて、ある程度確実じゃないと無理だっという印象だったのですが、非常に警察への通報が多くて、しかも虐待として判定されるのが非常に少なく、びっくりしました。

警察に通報したときは、最終的にどこが虐待であるという判定をするかっていうことを教えていただきたいと思います。

潮谷部会長：

はい。

まず1点は、地域移行の内容ですね。

こちらの方からお願いいたします。

綾塚障がい福祉課担当係長：

失礼いたします。

障がい福祉課担当係長の綾塚でございます。

ただいま船戸委員からご質問いただきまして、お答えさせていただきます。

地域移行の利用者ですけれども、もちろん障がい種別を問わず、該当の施設、精神科病院等に入所、入院しておられる方は、利用可能という仕組みになっております。

ただ、実績といたしましては、精神科病院入院中の方の地域移行のご利用が、結果として多くございましたので、実績としては、精神障がいの方、あるいは知的障がいの方の利用が多いという状況になっております。

移行先についてですけれども、圧倒的にグループホームへの移行という方が多い状況になっております。

重身の方の利用ということですが、大変申し訳ないのですが、重身の方だけの数字を把握するということが、現在もできておりませんので、今後また考えて参りたいと思います。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

もう1点、虐待の警察通報の対応についてということ。

金井地域福祉計画相談支援担当：

相談支援担当金井でございます。

虐待の警察通報について、最終的にはどこで虐待判断をするのかというご質問であったと思っております。

警察の通報について、区役所が開いている時間帯であったり、基幹相談支援センターが開いている時間帯につきましてはそちらの方に、警察の方から連絡が入ります。

一時相談窓口として受けたそれぞれのところで、情報収集、すぐに現地確認等を行いまして、最終的にはケア会議というものを区の方が開催します。

そちらの方には基幹相談支援センターの職員の方であったり、区役所の中で、例えば障がいの方の特性に応じた、障がいのことを理解されている保健師であったり、社会福祉士さんであったり、そういった方々が入りまして、ケア会議において虐待の判定をさせていただいております。

スキームとしては、今のお話では簡単なロジックになっておりまして、最終的には区と基幹相談支援センターで開催するケア会議で決めております。

ただ、内容によりましてはなかなか判断しづらいところもございますので、その会議には入らないんですが、それまでの間に、例えば、社会福祉士であったり弁護士、司法書士のような専門職の方に相談ができるという仕組みも大阪市として持っておりますので、そういうものを活用しながら決定をしていくというふうになっております。

以上です。

船戸委員：

はい。

ありがとうございます。

そしたら警察も一次情報の窓口の役割なのですね、通報があったからすぐ調査に行くという形ではないのですね。

金井地域福祉計画相談支援担当：

はい、そうです。

船戸委員：

わかりました。

潮谷部会長：

はい。

他いかがでしょうか。

藤野委員、お願いいたします。

藤野委員：

ありがとうございます。

大阪市障害児・者施設連絡協議会の藤野です。

質問というかお願いみたいな形にはなるのですが、資料1-3で各区障がい基幹相談支援センターの委託契約の結果が出ているのですが、今回この4月から3年間の部分の中で、決まった事業者の中で、これまでやっていた事業所が撤退して、新しい事業者が変わっているとか、浪速区の方も、現在また再公募しているというような中で、私自身も2年前まで此花区の障がい者基幹相談センターにおりまして、かなりこのセンターの業務が、始まったときから比べて、人員とかも増やしたりしていただいているのですが、かなり業務の方が多くなってきて、また、困難ケースの後方支援であったりとか、この自立支援協議会の運営とか、各区で努力して、本当に残業とか遅い時間までやっているのは、私の当該区だけじゃなくて、ご家族の話なんかもよく聞いていました。

そして今回、いろんなお話の中でまた、中核的な相談支援機関として、基幹センターの体制強化であるとか、選定会議のご意見の中で、自立支援協議会に対しても地域の実情に応じたネットワークの構築を通じて、地域課題の解決に向けた取り組みを積極的に実施することになっていますので、基幹センターは結構各区で努力はしているのですが、一番やはり困っているのが、行政である区役所の温度差がかなりありまして、すごく協力的にやっただけと、そこまではないところというようなことがあるというようなお話が耳に入ってきたりしておりましたので、この4月から新しい事業所が入ってきたりしますの

で、ぜひ、大阪市の方においても、区役所の方に基幹センターと密な連携をとりながら、障がいのある方の支援を基幹と連携をとってやるようにというふうな形で大阪市からも言っていただいたら、各区の方もさらに積極的に取り組んでいただけるのではないかと思いますので、自分が所属していた経験から、区役所の方にお願ひしたいということで、ご検討いただけたらと思ってお話させていただきました。

潮谷部会長：

はい。

ご意見ということで賜りましたが、区の温度差というところで市の方からバックアップしていただけたらと思っております。

新規の基幹の委託になったところっていうのは、今のところ無いのですか。

三浦障がい福祉課長：

新規でこの度、委託事業者となる予定となっておりますが、今現在選定中の浪速区の他に1区ございまして、此花区が新たな事業者として選定されたという結果になっております。

潮谷部会長：

此花区と浪速区が新しくなったということになりますので、またそのあたり、市の方からのバックアップもそうですし、周辺区の協力というのもすごく重要かと思っております。

その他、議題1について、他にありますでしょうか。

岡委員：

岡です、よろしくお願ひします。

まず1つが資料1-2です。

現在の計画相談の実施状況のパーセンテージとかいろいろ見えるのですけれども、数字とにらめっこして、増えたな減ったなと言っているけれども仕方がないので、これはこれでわかりやすいのですけれども、小地域単位での課題に各区でどうやって取り組んでいくかということを考えてときに、まず1つは、各区の人口と流動人口に対して受給者証の取得率がどれだけあるかをこれに合わせて出していただくと、各区の基幹センターや各区の担当者が、だからこの区はこうする、うちの区はこうするという指針になっていくと思っておりますので、そういう数字を出してもらえると、各区基幹センターで考えやすいかなと。

例えば、グループホームがたくさんできている区だから、これだけ取得率が伸びているのだとか、そういうのがなかなかできないから取得率が停滞しているのだとか、何か1つの指針になっていくようなものがそこで見えてくると、各区の中で取り組みやすいと思うので、ぜひそういったクロス集計を作っていただきたいっていうのが1つ。

あとは資料1-1の5と1-4がリンクすると思うのですが、1-1の5の各区のセンターの通報・届出なしという状況に対して、各区の基幹センターがどういうふうにそれをとらえているのか、またそれを各区の担当者がどういうふうに受けとめているのかというのを、ちゃんと情報を把握できているのか。

それと、1-4の虐待の資料の中の、先ほどの説明の中に通報の義務の定着ということが言われていたのですけれども、これの根拠が何をもって定着してきたと言っているのかがちょっとわからなくて。

例えば地域の現状で言えば、どんどん逆に通報しなくなっていっています。

それは通報というところが非常に重たいからなのですね。

例えば、基幹センターも通報窓口になっています。

これが立ち話の中では、相談レベルであればどんどん言ってくれるのですが、自分たちがそう通報するってなると、そのケースに対してたくさんの人が関わっているわけではないので、誰が通報したかというのが自然とわかっていってしまうのですね。

そうすると、本人さんたちの関係性、今後の家庭を支援するための関係性のことを考えると、通報できないのですよ。

だから自前で何とかしようという状況になって、ただただ件数が上がらない。

実はもっともっとたくさんの母数がそこに眠っているはずなのだけれども、少し通報の形、例えば基幹センターを通報窓口じゃなくて、相談窓口に切り換えてしまって、基幹センターから通報するというような仕組みに変えるとかいうふうにしていかないと、多分本当の数字が出てこないのだろうなど。

地域の中ではどんどん通報しにくいという話になっていっていますので、そのへんの乖離があるところを少し整理していただけたらなというふうに思います。

地域の相談支援事業者も、通報して本人さんの身の安全、生命を守るのが第一なのだけれども、通報して虐待認定してもらうことが目的になってしまっていて、それは1つの判断材料であるので、そのあとの家庭のことをどうするかというのはケアマネジメントの方で考えていくべきなのなのですが、障がい者ケアマネジメントと通報における、何とか介入するための方法として通報というものを選んでしまって、そのへんの整理をちゃんとしないといけないのかなど。

こだわっているのが、通報して認定してもらうところまでで止まってしまっている現状もあるので、それはちょっと整理する必要があるのかなと思います。

よろしくお願いします。

潮谷部会長：

1点目は相談支援の実施状況について、各区で相談支援事業所だけではない事業所数の推移とか、また流動人口の状況とかを詳しく分析というものが必要ではないかと。

またそれぞれの区の中で、必要な相談支援の体制というところを明示していく必要があ

るといふご意見だったかと存じます。

一応そのあたり、ぜひ実際確認するとき各々の状況も踏まえて実態確認というところ、特に例えば障がい児の計画相談見ていくと、20%から90%の差がでていて、20%のところの状況の課題は何なのかというところが、もう少し私たちが知りたいなというところがあるかと思っておりますので、実施状況の分析についてまた機会があれば詳しく分析していただくとともに、各々のヒアリング方法についても検討いただけたらと思っております。

また障がい者虐待について、通報の義務が定着してきたということがありましたけど、やはりどうも、各々の状況を聞くと通報しにくいとか、以前対応してもらって結局は虐待認定されなかったから通報しても同じだとか、諦めているような話も聞いたりしますので、そのあたりの啓発とかを今後していかないといけない。

今の話でいくと、例えば基幹を通報先として位置づけるとか、そういう新たな方法というのを模索していく必要があるかと思っておりますので、先ほど申しましたように、状況の分析をしていただいて、マニュアルの改定というところに対応してもらえたらと思っておりますというご意見でよろしいですかね。

はい。議題1についてはよろしいですか。

報告事項についてご意見たくさんあったかと思っております。

それでは議題2、地域生活支援拠点整備の方のご説明をお願いいたします。

塩谷障がい福祉課長代理：＜資料2-1、2-2について説明＞

潮谷部会長：

はい、ただいま議題2についてのご説明ありましたが、ご意見等ありますでしょうか。

古田委員お願いいたします。

古田委員：

古田です。

今、地域移行とか体験外出とか一人暮らしの体験がこの間のコロナ禍もあったといいながら、令和4年度も0件ということで、これ今年度の対応スケジュールを決めて、施設も回っていったらいいかと思っておりますけども、いつからスタートするというのを決めてやっていただきたいなと思っております。

大阪府のデータも集めて見ているのですが、やっぱり地域移行はだんだん下がってきていて、今、施設退所者のうち、60%は死亡とか、高齢施設へ入ったとか病院へ入院したというのが現状です。

それで地域移行できたのはたった40%でしかないとか、そのうちグループホームもありますけれども、実家へ戻った、訓練施設だとそれもあるのかなと思うのですが、無理やり家に帰しているようなケースもあるのではないかとかなというふうなものも疑われまして、

先ほども言われましたけど、地域移行の状況っていうのも分析しながら、どういうふうこれから地域移行を進めていくかというのを、積極的にまたワーキングの方でも検討していただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

潮谷部会長：

はい。

ご意見ということでいただきました。

地域移行についての検討を引き続き行っていくということですね。

他いかがでしょうか。

ご意見無いでしょうか。

拠点の登録事業所については、増えつつあるという状況であります。

ただちょっと区が偏っているっていうことがいえるかなというふうには思っています。

城東区とか大正区が多くなっているという状況ですね。

その他の区の方にも引き続き計画的に働きかけていただくというふうになっております。

特にご意見無いでしょうか。

ご意見無いようでしたら、議題3の方に移りたいと思います。

はい、それでは事務局の方から議題3の1つ目と2つ目の項目についてのご説明をお願いいたします。

塩谷障がい福祉課長代理：＜資料3-1, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5について説明＞

潮谷部会長：

はい、令和5年度の地域自立支援協議会に関しての進捗ということで、盛りだくさんの内容についてのご説明があったかと思っております。

地域生活支援拠点事業の整備要綱の改正ということの資料となっております。

いかがでしょうか。

古田委員お願いいたします。

古田委員：

はい。

これまでの懸案事項を1つずつ形にさせていただいてありがとうございます。

ようやくこれで、具体的な仕組みだとか、働きかけができたかなと思っております。

1つ目が、3-1の課題についてですけども、まずつながる場ですけど、この間、複合課題のケースであってもなかなか本人の、個人情報の同意は取れないということで、ケア会議とか、生困とか活用できなければ宙に浮いて、基幹に押し付けられるみたいな事態が発生してきましたが、国のこの規定の改正によって、ようやく区の協議会でも、障がいのケース会

議でつながる場ができるというふうになりましたが、まだ区によってやはり複合課題とか取り扱うことはなかなか難しいだろうと思うのですが、やっぱりセンスが無いというか、これ対応しないといけないのかみたいな話になったり、やはり認識の差というのは著しくて、区によっても担当者の力量によってかなりばらつきがあるかと思しますので、区によって当たり外れがあるというのはよくありませんので、さらに区の職員と基幹センターが一緒になってケース検討していくとか、各区がちゃんと区の協議会でケース会議ができるというのを追いかけて、検証していただきたい、働きかけていただきたいというふうに思っております。

それから、今度から基幹センターで触法のケースがということでしたが、年末に警察から突然電話がかかってきて、元日に障がい者であろう方が退所するのですが、あとよろしくお願ひしますと言われて、元日は対応できないだろうと、無茶言わないでほしいとなりまして、警察内部の簡易検査でおそらく障がい者だろうと、それだけで振ってこられるのかなと非常に驚きがありました。

結局、支援センターは使わなくて良いということになって、断られたのもうそのままになったのですが、これから基幹センターが窓口になるということもあって、いろいろ出てくるかなと思っております。仕組みとして整備していただきたいのは、いきなり言われても、どういうふうな背景だとか経過があって、触法行為がどのような内容だったのか、そしてそれについて色眼鏡で見たらいけないということはわかるのですが、やっぱり背景だとか障がい特性も絡んで、衝動でやってしまったってということであるならば、その犯歴も含めて教えていただいて、それを地域に出てきたときに、どう未然に防ぐのかというような、基礎情報をいただけたらなというふうに思っておりますので、そのへんは警察とかからも簡単な情報シートやアセスメントシートみたいなのがあれば、取り組みやすいかなと思っておりますので、そんなシートを検討いただきたい。

それから、障がい区分や手帳を取っていない人も結構いますので、このへんの取り組みは区で担っていただきたいなど。

何でもかんでも基幹センターで1から10までやると疲弊しますので、出所前の手続きは区でやるというふうに決めていただきたいなというふうに思っています。

それから基幹センターの研修や区の研修もですが、受け皿も拒否されるということが結構あるのかなと思います。

特に重犯罪とかになると、みんな躊躇するだろうなと思いますので、そのへん受け皿に対しても、そんなに難しい話じゃないですよというような、研修もわかりやすくしていただけたらなというふうに思います。

各基幹センターでも取り組み始まっているところや、すでにやっているところもあつたりするので、具体的に入口支援とか出口支援とか、どこが担当だとか、あまりなじみのない言葉が出てくるかと思しますので、そのへんの仕組みも法務の関係もわかりやすく説明するような研修を実施していただいて、また、事前に聞きたいことを各基幹センターから集めて

いただいて、それに具体的に答えられるような研修を実施していただけたらなど。

そういうふうなところで、市も研修の仕組みをしっかりと作っていくというような、役割分担をぜひお願いしたいなというふうに思っています。

それから、63、64歳の人にセルフプランの分析をしたら、重度の人が居宅介護を80時間とか使っている人がいて、多分この人らは、介護保険でいきなり介護時間を減らされる恐れもあったりします、それから費用負担の問題についても簡単に書いていただいて勸奨文にいただけたらなと思っております。

今度、18歳前の、16、17歳のあたりも、これから障がい者としてどう生きていったらいいのだろうというふうに、悩みを抱えるような時期であったりします。

大人の日中活動と言ったらいろんな種類があったりもしますよね。

そのへんで迷うことの無いように、相談支援がついてこういう自立生活も可能ですよというようなことを、これからの人生で考えていくためにも、この18歳前の勸奨文をぜひお願いしたいなというふうに思っていますので、今年度内にでも文案を作っていただけたらなと思っております。

それから1人事業所対策なんですけども、これについて厚労省ともやりとりしているのですが、全国的に見ても、1人事業所は半数以上あるので、やはり、1人事業所に焦点を当てて、その事業所が2人にしたり3人にしたりしていったら、確実に困難ケースを請け負えるという力をどう育てていくかは、一番の課題ですよということで厚労省とも話しているところです。

なかなか重度加算とかいっても難しいし、市の加算も難しいような状況もありましたので、去年から、1人事業所が複数連携して機能強化型報酬を得る制度をもっと活用できないのかなということで、ワーキングでも検討していただいたところです。

今回の報酬改定で相談支援は他の施策に比べて、割と伸ばしてくれているところにして、機能強化型報酬150単位増額というような話で力を入れてもらってきました。

これを使ってもらって、基盤の底上げを各区ごとに計画を立てて作っていけるかというのは、待ったなしの課題だろうなというふうに思っています。

今回の要綱改正では、1人事業所の連携の場合は、1人事業所同士であってもいけますよ、拠点になりますよということを示していただいたところですし、また充実に向けた取り組みというところで、一定そういう事業所も使える施策をまとめていただいています。さらに、やはり1人事業所はかなり忙しく動いていまして、なかなか時間が取れなかったり、ゆっくり資料を読む時間もなかったりしますので、この複数連携の仕組みについて、どのようにできるのかというのを、具体的な例でも入れたわかりやすい啓発チラシみたいなものを今後作っていただけたらと思います。

それで、それを読んだら自分ところも、この仕組みやったら使えるとか、あるいはモニタリングの頻度ですとかもわかりやすく伝えていくことで、活用を進めていくことができるかなと。

あとそれから、厚労省が新しく打ち出したものとして、地域移行とか困難ケースで情報連携のコーディネーターというのをやれば、月 500 単位でしたっけ、かける 100 件までできると、100 件は無理だろうとか言っていたのですが、あれは思い切ってやったから使ってくれというふうに厚労省も言っていました。

それも複数連携の仕組みの中で活用は可能なのですかと、機能強化型の I、II の報酬をとっているとこしかできないと書いてあるけれど、基幹センターとかそういうところできるとかを昨日聞いたら、いやできますよと。

それやったら複数連携の仕組みと、コーディネーターなんかも合わせて、わかりやすく示してよというような話をしていたところです。

ただ、国もいろいろと考えて打ち出してはきているのですが、それが確実にちゃんと各地域で、特に西のエリアは支援も無いし、相談支援ももう火の車だというふうな状態が続いていますので、そういうところで確実に使えるように、誘導していくみたいなことができればなと思っています。

そういう意味では各区の協議会、あるいは相談支援部会は全区に設置されておりますので、そういうところの求めがあれば、市から説明に出向いて、わかりやすく伝えていくというような取り組みをぜひお願いしたいなというふうに思っているところです。

ちょっと長くなりましたけど以上です。

潮谷部会長：

はい。

5 点のご意見、またご質問あったのかなというふうに思っております。

1 つは、今後、自立支援協議会の中で会議が法定化されるという中において、つながる場のあり方というところが各区で差が無いようにという話があったと思います。

このあたりについては、今後のワーキング等で詰めていかないと、各区の会議の持ち方というところの方法を各区にお願いするっていうわけにはいかないんじゃないかなというふうには思っております。

2 つ目が、地域定着支援センターとの連携というところで、特に情報共有のあり方というところで、そのあたりを決める必要があるというようなご意見でした。

この点につきましては、また後で山田委員の方からもご意見伺えたらなというふうに思っております。

また研修等も、触法の障がい者の支援に絡んですべきじゃないかというようなお話でした。

セルフプランについては、チラシの方も作成していただいておりますけど、63 歳、64 歳の方のチラシの中において、サービス量の変化や料金の変化というところを重視していただく必要があるというようなご意見でした。

また 18 歳までの方へのチラシについてもお願いしたいということです。

4つ目が、一人相談支援事業所の方のバックアップというところで、特に機能強化をとっていくための仕組みづくり、啓発というところの重要性を言っていたかというふうに思っております。

5つ目が、情報連携コーディネーターについてですが、これについては今後、入ってくるということですので、各地域における情報提供というのを今後していく必要があるのかなというふうに思いました。

では2点目のことについて、地域定着センターとの連携というところで、山田委員にお話をしていただけたらと思います。

山田委員：

はい。

ありがとうございます。

説明にありましたように、先日、市の方とうちの方で、どのように連携していけるかというような会議をさせていただきました。

今、古田委員からのお話にあったように、おそらく今後、基幹センターさんも、触法障がい者の支援をやりますよというようなところで、外向けに発信されたら、矯正施設や検察庁の方から直接ご依頼があるのじゃなかろうかというところは、想像できると思います。

今回、私が1つ気になった点で言えば、地域生活定着支援センターと基幹センターと連携というところの流れの中で、定着支援センターに相談があったケースを、基幹センターの方につなぐということであれば、うちの方に入った本人さんに関係する犯罪歴であったりとか、その人の障がい特性とか、例えば矯正施設で生活してきた状況であるとか、そういったことは細かく、すべて基幹センターさんの方にはお繋ぎできると思います。

ですけれども、直接各矯正施設であったり検察庁から入る情報に関しましては、これまたそれぞれの機関の基準に基づいての情報提供になってきますので、おそらく大阪市さんがそれぞれの機関と、情報をどこまで提供していただくのかというあたりのところを、調整していかないといけないことになってくるのではなかろうかと。

この間、出所者に関しましては、矯正施設での日常生活があるので、情報については随分整理されていますので、おそらく矯正施設から基幹センターに情報提供がなされるときは、ある程度ご希望される情報を教えていただけるとは思いますが、入口段階で、被疑者、被告人段階の人は、検察庁であったとしても、いろんな本人の情報集めてたりとか、あるいは弁護士さんであったとしても、本人が述べる情報をもとに、情報を集めていきますので、福祉側だったり、医療側が欲しい情報はそんなに無いというのが現実であります。

私達も入口支援を進めていく中で、できるだけ情報が無いと、やはり地域にソフトランディングしていくためには、再犯が無いように生活支援をしていくというところでは情報が欲しいということで、別の司法関係機関との会議の中で、かなり要望しているところです

ので、以前よりは、地域の実情をわかって情報提供していただけるようにはなっていますけれども、それでも古田委員がおっしゃるように、十分ではないかなというふうに思っているところです。

ですので、今後、来年度から、私たちとしては基幹センターさんと、よりよい連携ができていけるということをお大変理解していますので、ぜひ皆さんの方から必要な情報を上げていただいて、市から直接交渉していかないといけない部分と、私たちセンターを通して基幹のお声を吸い上げさしてもらって、定着の方から司法関係機関に伝えていくという、両面ですべていただければなと思っていますので、是非とも今後ともよろしくお願ひします。

潮谷部会長：

はい。

大変わかりやすいご説明いただいたかと思います。

定着センターから基幹センターにというところは連携しやすいということですが、直接来た相談の場合は情報共有の難しさがあると。

そこについては市のバックアップも重要だし、定着センターも利用してもらって構わないというふうなことですよね。

やはり難しいのは入口段階での情報共有ということですね。

はい。

ありがとうございました。

定着センターとの連携ということで今後考えていることであつたり、研修というところもお話ありましたが、市の方からはいかがでしょうか。

塩谷障がい福祉課長代理：

はい。

ありがとうございます。

研修に関しましては、また定着センターさんの方と今後のやり方などについてご相談させていただきまして、できるだけ早く、センター連絡会などの場を活用した形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

議題3についてのご質問等ありますでしょうか。

18歳未満の方の、このセルフプランからの計画への移行についてのチラシというのは今後できるということですか。

高田障がい支援課長代理：

障がい支援課の高田と申します。

本日、大人の方をお示しさせていただきました。

それに基づいて、障がい福祉課と連携して、18歳未満の方への勸奨文を作成していこうと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

潮谷部会長：

はい、ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

特に無いようでしたら、この議題3の1つ目と2つ目については以上で終わらせていただきます。

それでは、事務局の方から議題3の3つ目の項目についてのご説明をお願いいたします。

塩谷障がい福祉課長代理：＜資料3－6について説明＞

潮谷部会長：

はい。

各区からたくさんのご検討すべき課題を、令和3年度から出していただいております。

ただ、できている部分というのがなかなか無いなというのが正直なところで、解決に至らない問題がたくさんあります。

ワーキングの方で今まで、相談支援体制とケア会議の在り方というのは一定、議論はしてきたという経緯があります。

令和6年度の議論というところで、関係機関との連携というところに注目して議論できたというふうに、市の方で提案をいただいたところでございます。

これについていかがでしょうか。

古田委員：

たくさん課題が各区から寄せられています。

できる限り市で検討して、答えを出していこうということでやってきたのですが、今年はいくつかで解決できたかなという課題も作っていただいているところでは。

先ほどの議題のところでは言い忘れたのですが、市で取り組むべき課題の中で、5番の8050問題。

去年、親が亡くなったりして、2人逮捕されるような事態が発生しまして、1件は前日に親と喧嘩があったということで逮捕されてしまって、もう1件の方はよくわからないけれども、死体遺棄みたいな疑いをかけられて逮捕されて、全然暴行とかも無かったので、な

ぜなのかなというのはわからんような状態でした。

もう 8050 世帯とか、9060 世帯が 7040 世帯とか、どんどん限界みたいになってきていて、施設に急に入所される、緊急入院されるという件も含めて、もう待たなしの状態になってきていますので。

さきほど資料 3-5 でチラシをわかりやすく作っていただいて、緊急一時保護とか、緊急時支援事業は、もう何年前に作ったので、区の方でも忘れられていまして、もう特例介護給付でいこうかなと思ったら、いやもう一般の支給決定でいきましょうみたいに言われて、2、3ヶ月待たされるという、いや、待たなしですよみたいな話で混乱していたりしたので、これが使えるよとチラシを作っていただいたら、ぜひ緊急一時保護と緊急時支援事業が積極的に各区で活用されるように、区への研修、啓発をお願いしたいなと思っております。

あと警察に逮捕されることが無いようにしたいと思いますので、緊急時の連絡先みたいなものを、区のセンターとか、基幹センターとか、あるいは高齢の地域包括とかの場合もあっていいのですけども、3つ4つ書いて、冷蔵庫に貼っというてみたいなの、そんなことができないかなど。

それを見たら、警察も消防もまずはそこに電話をしてもらって、障がい支援が必要な人ということがわかって、最初の段階から福祉と連携できるように持っていけないかなど。

これ裏面にはもうちょっと配慮していただきたいところを簡単に書いたら、障がいのこともわかって、うまいこと対応してもらえるとといったような、そんなものを貼っとくみたいなこと。

そして、それを警察や消防とかにも周知しといて、これがあつたらもうすぐここへ電話してくれと、もう逮捕しないで欲しいみたいな形の仕組みができへんかなというふうに思っていますので、資料 3-6 の 5 番について、そういう仕組みまで行っていただきたいなと思っています。

それと 7 番の介護保険との併給のトラブルは、結構まだ続いていまして、やはりケアマネさんの方は、障がい特性の勉強とか、障がいの細かい制度まで研修を受けておられないので、どうしたらいいかわからなくて、介護保険優先なので上限はここまでですみたいなことばかり言われたり、家族と相談されたりというふうなトラブルがやっぱり起こってしまいますので、早くこれもう市のホームページで、介護保険からも障がいからも、どっちからも見られるような、資料も今までまとめているやつを載せて、ぜひ今年度内にはホームページを作って正しい理解を得られるようにやっていただきたいなというのが 7 番です。

それと、その他項目で上に上げてもらえなかった課題なのですが、1つが 9 番の教育と、18 番の片麻痺の人のガイドヘルパー利用。それから 13 番の、かかりつけ医が無い場合の医療紹介、それから 28 番の防災について 1つずつ言わせていただきます。

18 番のガイドヘルパーの片麻痺については、今まで身体障がいでは全身性障がいしかなかなかガイドヘルパーを認めてもらえないという。

大阪市は、全身性障がい者介護人派遣事業の流れもありますので、かなり狭くなっているという現状がありまして、報酬単価もまだ 1,900 円と低いのですが、片麻痺の人には、やはり移動支援を適用してもらいたいというふうに思っています。

重度訪問介護で利用できる人はそれでいくのですけれども、トイレや移乗が自力でできたら、それで重度訪問介護は使えないというふうになりますので、それなら移動支援はやはり、重たい荷物を持たないといけないときもあるし、遠くへ行く必要があるときもあるので、全然やはり支援の度合いは違いますので、ぜひ片麻痺の人でも今後認めていただけたらなというのが 18 番です。

それから 13 番の、かかりつけ医ですけれども、これも区によっては、区の医師会と連携して医療機関を紹介する名簿を持ってたりするみたいですが、これがいつから始まったのかわからないんだけど、だいぶ昔からやられてるみたいで、もうそういう名簿がない区があったりして紹介してもらえなかったり、あるいは、もう無くなっている医療機関もあったりするっていうことで、もう 1 回確かめてもらえないかと。

区分を取るにしても、緊急ケースの場合は急いで区分を取りに行く必要があるけども、区分認定のときの診断書を書いてくれるところは、知的障がいや重度障がいでなかなか無かったりする場合もあったりするんで。

どこの医療機関にあたらいいのか迷う場合がありますので、これを各区で整理していただくとか、前も言いましたけど、公立大病院とか都島の総合医療センターとかリハセンとか、最後の受け皿としての医療機関を定めとくことができないかなというふうに思っています。

先ほどの触法ケースの対応でも、すぐ区分を取りに行く必要があるときに、診断書をどこに取りに行ったらいいのかみたいな話にすぐになると思いますので、これも急いでいただきたい課題であります。

それから 28 番の防災ですけど、これは前から言っているんですけども、個別避難計画について、法律でもあと 2 年のうちにできる限り避難の個別支援計画を作っていきましょうよということで、各区で取り組まれているのはわかるのですが、人によってはやはり重度で一人暮らしの人とかですと、町会とか民生委員ではとても対応できないケースがあります。

そういう場合に限っては、福祉が連携してケアマネとか、相談支援専門員が連携して、どういうふうな支援が必要かを、個別避難計画でちゃんと一緒に協力して作れるということに国はしてくれてるのですけれども、なかなか大阪市はそれが進まない。

堺市だともう 70 人ぐらい、高齢と障がいで個別避難計画を連携して作ってるというふうに聞いています。

これ大阪市だけなんでこんなに消極的なのか、局の縦割りがあると思えないので、個別避難計画をかどうしていくのか、防災と福祉、地域福祉も一緒になって、協議の場を設けるとか、障がい者団体も入って、実際どうしていくかという話ができるような場をぜひ持つ

ていただきたいなというふうに思っています。

それから最後9番ですけど、通学支援について。

教育委員会は今日来ておられますかね。

これ、この間協議してるのですが、やはり学校に通うのに親は病気とか、ひとり親で働いているとかいうことで、通学に支障が及ぶケースが多々出始めております。

けれども、仕事の都合で朝早くに親が送りに行ったら、学校側はもっと遅くに来いというふうにつっけんどんに対応されたり、通学で支援が必要ですよと言っても、それは学校が対応できませんというみたいに突き放されたりという事例が出てきています。

そういうケースを福祉が聞いたら、さすがにそれはだめだろうと。

今ダブルケアラーとかヤングケアラーとかいうような問題も社会的にクローズアップされてきておりまして、そういうケースについては、やむなく障がい福祉の方で、ガイドヘルパーを緊急避難的に利用するというので、まずは1ヶ月、最長でも3ヶ月間は、親が病気的时候は使えるようにしてくれてるのですが、1人親とかそういう場合は、3ヶ月やからと言って打ち切るわけにはいけないということで、頑張っってガイドヘルパーを適用してくれていますけれども、学校に通うための支援なのに教育委員会がなぜ主体的に考えようとししないのか。

なかなか親の状況までとらえて、どこまで支援すべきだとか、局を跨いで支援するというのは難しいというふうにこの前も言うておりましたけども、そんなこと言うてる場合じゃなくて、やはりここは1歩踏み込んで、ガイドヘルパーから通学支援へ、ガイドヘルパーを使うのはいいのですが、お金の方はちゃんと教育委員会で見るといって、通学支援の仕組みをぜひ作っていただきたいと思っってます。

ガイドヘルパーを使っているから良いという問題ではありません。

今現在、子どもの場合は月に12時間、24時間のガイドヘルパー利用が認められるのですが、通学だけですべて使ってしまいますので、本来子どもが権利として使える余暇活動、社会参加では全く使えないという、人権が侵害されているような状況でもありますので、教育委員はちゃんと検討して通学支援をやってもらえたらと思っっています。

大阪府も半額補助を出してくれています。

それでも大阪市はやらないというのはもう納得できませんので、すぐに検討いただきたいと思っっています。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

4点のご意見があったかと思っます。

1つは、片麻痺の方の移動支援についてというところ、もう1つが、区のお医者さんの方の紹介というところで、医師会の方でそういった紹介名簿を作っるところとそうでない

区があるというようなところでした。

また、最終的に頼りになるような病院というのを明確にすべきだというご意見であったかと思います。

3つ目が、個別避難計画の進捗状況についてのご意見です。

4つ目が、通学支援についてということでありました。

そしたら、市の方から回答いただけるものはありますでしょうか。

高田障がい支援課長代理：

障がい支援課の高田と申します。

先ほどご意見いただきました、片麻痺の方の移動支援でありますとか、介護と障がいの併給にかかるホームページにつきましては、現在調整中であります。

できましたらまたお示しさせていただきたいなと思っております。

以上です。

潮谷部会長：

医師会の方の質問はいかがですか。

塩谷障がい福祉課長代理：

ありがとうございます。

定期受診の無い方の診断書の作成につきましては、ご提案いただいているのが都島区さんということだったんです。

それで他区の方に確認をさせていただきましたところ、その区では、古くから区の医師会さんと協力医療機関をご紹介いただいて、2クリニックさんと、そういう診断書をどうしたらいいという話になったときには、その医療機関の方につなげるところがあるんです。

そのうち1つは、ご高齢になってきたので、今は1か所しかないのですというふうなことをおっしゃっていただいてまして、しかもすべての区に照会を行ったわけではございませんので、委員のご意見をもとにさせていただきました。各区の状況の方を集約させていただきました。今後につきましてはそのような対応が可能なのかどうか。

また先ほど仰っていただいたような機能を有する医療機関が必要なのかどうかということ。これは今後、しっかり検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

潮谷部会長：

はい。

個別避難計画の進捗というところはいかがですか。

三浦障がい福祉課長：

個別避難計画の策定に関する部分です。

こちらについてはこの間、古田委員から先ほどご意見をいただきましたが、その他にもいろいろご意見いただいているところです。

この点については大阪市としましては、防災部局と福祉部局との連携の場を設けつつ議論を進めているところなのですが、大阪市の進め方の現状としましては、各区長がマネジメントをして、各区ごとに進めていくというふうな組織になっているということもありまして、ご意見いただいておりますような、障がいのある方への個別避難計画の策定については、そういった専門職の感覚も大切ということでのご意見をいただいている件につきましては、福祉局からも会議の場等を通じまして、伝えていくということはしていきたいと思えます。

また今後の進め方につきましては、区長会等も含めた議論ということになっていまして、福祉局としても状況を見ていきながら、福祉現場での状況も伝えていくということにも対応していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

潮谷部会長：

はい。

岡委員、個別避難計画のことについてですかね。

岡委員：

はい。

防災避難計画については各区長のマネジメントが行われてるということですが、それが一番理にかなってるのだろうなという感じがしています

1つは、各区によって災害の度合いというのが全然違うと。

例えば、うちの港区でこの前も代表者会議等があって、その中でも個別避難計画の話が出たのですが、各区によっての海拔がちがうんですね。

そうすると、今、マンションの3階以上に避難してください。

でもここは海拔が下がっているから4階以上、5階以上、ここは3階でもいいというのを、今、各地域の中で、モデル事業で地域の防災避難計画を個別に作っていったところなんです。

その中で高齢や障がいとか児童とかというのも入っているのですが、その情報が、お役所仕事という変ですけど、でき上がってから開示されるので、そうではなくて、日々進行形で進んでいっているものなので、モデル事業であったとしても、常にこの地域はこうします、この地域はこうしようと、どんどん情報を開示してくれと。

今こういうふうに検討しているというのを、どんどんわかるような形で出していけば、相

談支援専門員も福祉従事者であったとしても、今はどうすべきなんだという判断が、少しずつですけどできるというので、どんどん情報を出してくれというのを、各区の区長にどんどん持ちかけて言っているところですよ。

多分それも、福祉局の方も同じように連動して、区の方にアプローチしてもらって、やはり情報がどれだけ出てくるかということによって、どういうふうな避難計画を作るかというのが全然変わってくるので、多分そういう働きかけをしていくのが、双方ともに情報が出てきて一番いい動きになるんじゃないかなと思います。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

計画作成というところだけじゃなくて、地域情報を共有するようなところを進めて欲しいというような話ですよ。

最後の通学支援について、教育委員会の方から何かありますでしょうか。

湯浅教育委員会事務局統括指導主事：

失礼いたします。

教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当、湯浅でございます。

今いただいたご意見ですけれども、子どもが学校に行きたくてもいけないというところはすごく、大きな課題というふうにはとらえております。

早急に何とか解決する方法を検討していかなければならないというところでは、局を越えた連携であったり、教育委員会内でもいろいろ担当がありますので、各担当ごとの連携というところも必要になってきますし、もちろん学校、区役所、一緒に考えていかなければならない問題であるというところで、早急に解決すべき方法ということ、各関係機関と連携取りながら考えていきたいと思っております。

また同時に、やっぱり短期的だけではなくて長期的な持続可能な解決というか、そういった方法も一方では必要だというふうには思いますので、そういったことを検討、早急に進めていかなければならないというふうには考えております。

今何か形がないというところで本当に申し訳ないんですけれども、その辺はしっかり検討させていただいて、何とか解決に向けてとは思っておりますので、また今後とも連携のほどよろしく願いいたします。

潮谷部会長：

ぜひですね、ヘルパー同行ということが、そんなに多くないような形で検討していただきたいですし、いろんなサービスで使えるように作っていただけたらなというふうに思っ

おります。

他にご意見あったら。

酒井委員お願いいたします。

酒井大介委員：

酒井です。

もしかしたら見当違いだったら失礼しますけれども、これざっと見させていただいて、就労支援とか就労に関する課題、それからそれに向けたことというような項目がないなと思って、反対に課題が無いわけじゃないのでちょっと残念かなと思うんですけども。

例えば、重度障がい者の特別支援児事業についての現状とか、あるいは課題がどんなところにあるとか、雇用の場における合理的配慮の影響も、これ義務になってるんですけど、実態としてはどうで、実践場面で支援機関としてどのような調整をすべきことがあるかというモデルを示すとか。

あるいは就労系サービス事業所もいろいろ問題あると言われてはいますけども、不適切な支援であるとか、あるいは利益供与についても、もう少し整理はいると思いますし、教育機関で言うと、地域就労アセスメントをどう整理するかなんていうことも課題はたくさんあると思うんです。

僕の見当違いで、全然違うところで挙がって検討されているのならいいんですけども、そういうことが挙がっていないなと思うんです。

第7期の障害福祉計画の国の指針の中には、就労支援部会の設置推進というのがあって、おそらくもう準備していただいていると思うんですけども、就労に特化した部会があって、そういう地域の就労に関する課題、それから、こちら側からの支援の質の向上に向けた、情報共有なんていうのもできるはずだと思うので、ぜひやって欲しいんですけども、そのつもりであるかどうかぐらいの話を聞かしていただければなと思います。

潮谷部会長：

はい。

市の方で就労についての問題集約するような部会の設置など、今後の方向性というのはあるかということだと思いますけどいかがでしょうか。

三浦障がい福祉課長：

ご意見ありがとうございます。

本日ご説明させていただいた課題の検討につきましては、各区から出てきた課題のご報告ということできさせていただいたという状況でございます。

ご指摘いただいたような就労に関する課題についても、この間、計画策定の中でもいろいろご議論いただいてきて、今後大阪市としても、きっちりと検討していかないといけない課

題だというふうに認識しております。

現状の推進協議会の中に部会を設置するというを具体的に検討してるわけではないのですが、今後、計画の進捗を来年以降、具体的に検討していく中では、計画でご議論いただいた大きなテーマの中でいくつかピックアップをしていって、具体的に計画に沿って何をどんなふうに変現させていくかということをご議論いただこうというふうに今検討しているところです。

ご意見伺いたした中身も踏まえまして、来年以降の計画の進捗の議論の中に、就労の方の課題も入れていくということも含めて検討して参りたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

潮谷部会長：

いかがでしょうか

酒井大介委員：

いやでもあつちはあれで、たくさんいろいろ検討しないといけないことがある中で、無理ではないかなと思うのですけども。

三浦障がい福祉課長：

計画策定の中でも計画の中にもいくつか趣旨を盛り込んでおるんですけども、具体的に計画に基づいてこういったことが進んだということが、議論の中で出てくるような進捗管理を今後していかないといけないというふうなご指摘もいただいております、今後計画の中に盛り込んだ大きな課題の中から、いくつかピックアップをしながら、中心的に議論を進めていくテーマをいくつか絞って、検討していくということを考えているところです。

その中には、この間ご議論いただいております地域移行の件ですとか、相談支援体制の充実ですとかも入ってくるかなと思うんですけども、そういった中に、今ご指摘いただいたような就労に関する質の向上ですとか事業所へのケアということも含めて、やっていくということで議論を進めていけたらなというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

潮谷部会長：

新しく就労アセスメントなんかも入ってきますし、その実態というのは把握していく必要があるかと思っておりますので、計画の進捗のチェックとともに、やはりこれについては部会とか、集中的に議論しないといけないので、できたら柔軟に対応していただけたらなと思っております。

三浦障がい福祉課長：

今いただいたご意見を元に、検討をしっかりとしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

潮谷部会長：

はい、議題3についてはよろしいでしょうか。

時間の方が迫っております。

それでは議題4の日中サービス支援型グループホームの運営状況についてご説明をお願いいたします。

高田障がい支援課長代理：＜資料4について説明＞

潮谷部会長：

はい、ただいま日中サービス支援型の共同生活援助についてのご報告ありましたが、いかがでしょうか、何かご意見等ありますでしょうか。

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

よく頑張っているのだと思うのですが、同性介護を基本としており、女性には女性がと言われたのですけれど、男性には女性に対応することはあるのかなというふうに聞こえるのですが。

これから施設の方でも、同性介護の希望を聞いて、意向を確認してそれに沿うようにと言われているので、そのへんはまたよろしく願いしたいと思えます。

それからちょっと話が変わりますけれど、通過型のグループホームが国で議論されて、やはり追い出し型はだめだろうみたいな話も随分できて、類型からは外されてということだったので、またこれもこの自立支援協議会でチェックしていくということになるかと思えますので、またそのチェックリストとかもご検討いただけたらなと思えます。

以上です。

潮谷部会長：

ご意見ということでありました。

他いかがでしょうか。

では時間の方も迫ってきておりますので、議題4については以上で終わらせていただきたいと思えます。

それでは続いて議題5の計画について、ご報告をお願いいたします。

三浦障がい福祉課長：＜資料5-1、5-2、5-3、5-4について説明＞

潮谷部会長：

はい。

議題5の計画についてのご説明がありました。

ご意見等ありますでしょうか。

岡委員、お願いします。

岡委員：

岡です、よろしく申し上げます。

数字の確認なのですが、修正点の項番6の地域活動支援センター生活支援型で、9か所190人と書いてあるのですが、生活支援型って20人で、9で割ったらどんな数で算定しているのかわからなくて、普通に20人かける9で180になるはずなのに、なぜ190なのかとか。

三浦障がい福祉課長：

今回、人数につきまして、これまでは箇所数だけだったのですが、具体的な年間の利用見込み者数を表記するということをございまして、これまでの年間の利用実績を元に数字の方を掲載させていただいてるという中身になります。

岡委員：

定員数ではないということですね、わかりました。

潮谷部会長：

他いかがでしょうか。

計画については、もうすでに作成という状況でありますし、パブリックコメントの修正、また、大阪府からの対応について、修正を行った点は確認いただけたらいいのかなというふうに思います。

今後、計画についての進捗、目標達成というところについて、自立支援協議会の中においても、課題があれば、みなさんご意見いただけたらというふうに思っております。

以上で、審議の方終了いたしました。

大変申し訳ありませんが、時間の方が超過してしまいました。

最後に北野副部会長より、総括をお願いしたいと思います。

北野副部会長：

正直言いますと、ここの議題が多すぎますね。

ちょっともう消化しきれないけれど、課題が多過ぎて、本当お腹いっぱいになりますけど。特に今回は報酬改定もありましたので、もういろいろ苦情聞いておりました。

生活介護の例ですと、熱心に一生懸命やっているのに、質を評価しないで、時間だけ評価して、あんなので許せないと厳しいご意見をいただいたりしております。

大事なところがいっぱい出てまして、特に気になったのは65歳のセルフプランの件なのですが、西宮でも大きな問題がでてきてまして、セルフプランでなくても、要するに、もともと障がいの計画相談支援を使っていますでしょう。

それで、介護保険の仕組みが入ってくると。

西宮の場合は、1年間だけ併用OKで1年以後はだめという話になってて。

確かに、一部の一生懸命勉強したケアマネージャーがいるのはよくわかるのだけれど、ケアマネージャーのトレーニングははっきり言うと、社会参加についてほとんど問題意識がないのですよ。介護のことしか考えてないですよ。

社会参加についての意識がなかったら、結局は1年後に社会参加に関するメニューが切られちゃう可能性があって、よほどしっかり高齢者のケアマネのレベルを上げて、社会参加も高齢者にとって大事なことだということをしっかりと教えておかないと、今のままケアマネさんに任せてしまうと、とても障がい持っている方の社会参加が、66歳で終わっちゃうよね。これも含めて、かなりしっかりこれから基本の仕組み全体を見ていかないといけないのが1つです。

あと、就労支援の話もされましたが、今度いわゆる就労選択支援の事業ができますよね。

そのときにやっぱり私たちも、現在はかなりばらばらですけど、就労アセスメントのモデルをしっかり作って、最低限ここまでやるっていう前提で作ってもらって、同じ問題が虐待問題でもあって、各区によってバラバラなんです。つながる場がほとんど開かれない区があったり。

もちろん今度、自立支援協議会は法定会議になるけれど、自立支援協議会のレベルはバラバラですから、これから自立支援協議会の全体の中である程度、区によってあんまり大きな格差がないようにできるような仕組みをどう作っていくかについて、これから皆さんと一緒に検討ができたらと思いますし、市の方もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございました。

以上で、今年度の最後の自立支援協議会となります。

最後、事務局の方にお返ししたいと思います。

三浦障がい福祉課長：＜閉会の挨拶＞